

令和2年6月9日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年6月9日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、8番 村井 保夫 君・14番 志村 忠昭 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

最初に、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼します。おはようございます。

質問に入る前に申し上げたいことがございます。特別定額給付金について、日夜懸命に取り組んでおられる職員の皆様方に感謝と御礼をこの場をお借り致しまして申し上げたいと存じます。また、感染リスクを抱えながらも懸命に取り組んでおられる医療、介護従事者の皆様に対しまして感謝と御礼を申し上げます。新型コロナウイルスで亡くなられた方に対しまして哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、質問に入ります。

11番 隅岡 美子でございます。順次、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス対策（避難所運営）についてであります。

約1ヶ月半続いた新型コロナウイルスの緊急事態宣言が25日に全面解除されたのを受けて栗林公園、美術館、水族館、商業施設などが順次オープンされました。大雨など自然災害が多発する時期を控え、様々な対策が急務となってきました。幸いにも多度津町におきましては新型コロナウイルス感染者は出ませんでした。第2波、第3波が起こり得ると予測されています。今後新型コロナウイルス対策などについて、しっかりと継続していかなければならないと思います。

そこで、7点ほどお伺いを致します。

まず1点目、町が指定した避難所は12ヶ所、指定緊急避難所は57ヶ所であります。3密、密閉、密集、密接を避けるために、発災した災害や被災者の状況によっては避難所の収容人数を考慮し、指定した避難所以外の避難所の開設についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の指定した避難所以外の避難所の開設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますように、現在、本町における指定避難所は12ヶ所、指定緊急避難場所は57ヶ所となっています。近年、台風等による警報等を受け、避難準備、高齢者避難所開始、あるいは避難勧告などを発出した場合は、多度津中学校と白方小学校を避難所として開設し、対応しているところであります。多度津中学校は体育館1階の地域連携室で、白方小学校は基本的に体育館を使用していますが、これまで3密が生じるような避難状況には至っておりません。今後も台風接近等の警報発表に伴い、避難所を開設する場合には、これまでと同様の対応をし、それ以上に避難者が増える場合には、多度津中学校では体育館1階の地域連携室から2階のアリーナへ場所を移すことで対応することとしています。また、白方小学校においては、もともと体育館であることから、当面は対応できると考えております。さらに、これを超える避難者が想定される場合は、その他の指定避難所の開設を準備するなど、状況に応じて段階的な対応をとることとしています。

指定避難所以外の避難所を開設するには、職員の配置や備蓄品等の設置等を考慮する必要があることから、現状の指定避難所において対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁、有難うございました。

私がこのたびお聞きしたいことは、町内の避難所の中で駐車場での車中泊について許可は、どうなっておりますか。

また、救援物資や備蓄品を届ける体制は整っているのでしょうか。よろしくお願い致します。

総務課長（神原 宏一）

おはようございます。

隅岡議員の車中泊に対する対応ということでございますが、一応、多度津中学校の職員駐車場なり、白方小学校の駐車場において対応はとれるようになると思います。ただ、車中泊ということは身体的なエコノミークラス症候群とかそういうところのことも考えられるので、こういう台風における対応の

前には、なるべくそういうことは避けて頂けたらとは考えております。ただ、避難者が多くなってきた時に避難される方がそういう密とは言えないまでも人が多いところにいるのが嫌だということであれば、そういう車中泊もして頂けたらと思います。

それから、物資等の対応でございますけれども、基本的には3日分については、1日目はそれぞれ避難される方が携行してきて頂くことを基本にしております。ただ、3日目までは町の備蓄品で対応すると。4日目以降につきましては、国の方からプッシュ型の災害対応のものがプッシュ型で送られてくるということで対応することにしておりますので、その1週間については、そういう対応を、大規模災害が起こった際にも対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁と致します。

議員（隅岡 美子）

今、総務課長が申された中に、次に質問を私がしたいことが入っておりますので、改めまして質問をさせていただきます。

車中泊の場合、エコノミークラス症候群などの症状が特に出やすく、注意喚起が必要と考えます。どのような対応をされるおつもりでしょうか、ご答弁お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

車中泊における注意喚起について答弁させていただきます。

そういう方については、あらかじめ車中泊されてるということは、避難所においては把握できると思いますので、そういう時々見回り等を行って対応していくということが基本的な部分であろうかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

これは、NHKの特集の中からあったんですけど、ちょっと読んでみたいと思います。新型コロナウイルスの感染拡大が災害時の避難行動に影響すると思うかと質問したところ、75%の人が影響すると答えました。さらに、どのような影響があるか複数回答で質問をすると、避難所に行くが様子を見て避難先を変えるが44%と最も多くて、次いでマイカーなど車の中で避難するが31%、次、感染防止対策をして避難所に行くが30%、自治体が指定する避難所に行かないようにするが28%となっております。避難所に行かないようにするというのは、コロナの感染をご心配されとる場合もありますし、そういったところが不得意な方もいらっしゃると思います。そういうことで、やはり車中泊というのは31%ございますので、今後もそういった体のケアもしなが

ら避難先、避難所に備えて、行って頂ければなど、このように思っております。

今まで台風被害の方で指定避難所に避難された人数とか、それから場所についてお伺いしたいけれども、人数なんかはお分かりでしょうか。よろしくお願い致します。

総務課長（神原 宏一）

ご質問の避難所へ避難された方の実績等でございますけれども、ここ5年間の間の状況を申し上げますと、多度津中学校へ避難された方が一番多かったのが平成29年の台風18号による避難勧告をした時に35名の方が多度津中学校へ避難されております。それから、白方小学校につきましては、平成30年7月豪雨の時の避難指示の時でございます。このときは22名の方が避難されております。それが多度津中学校、白方小学校で一番多く避難された実績でございます。それから、参考に平成16年の台風16号の時、高潮の大きな被害が出た時でございますが、その時が多度津中学校へ84名の方が避難されております。

以上、簡単ではございますが、実績でございます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次に、2点目の質問に入ります。

自宅が危険な場合、避難先は町指定の避難場所だけでなく、親戚や友人の家などへの避難の検討をして、このことを周知していくことが大切だと思いますが、お考えをお伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の避難場所以外への避難の周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず初めに、避難の意味についてでございますが、まさしくこれは危険から身の安全を確保することであり、議員のご質問にありますように避難イコール必ずしも避難所へ行くことではなく、自宅の2階や避難所よりも安全な親戚や知人宅へ行くことも避難であるということでございます。

今回の新型コロナウイルス感染予防の観点からも内閣府、消防庁から連名で「知っておくべき5つのポイント」という啓発文書が発出されております。その中で①避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。②として、避難先は小・中学校、公民館だけではありません。安全な親戚、知人宅に避難することも考えてみましょう。3番目として、マスク、消毒液、体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい、などを内容とするものでございますが、これについて7月号の広報

に掲載する予定でありますほか、ホームページなどを通じまして広く町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

まず、先ほど答弁の中にございましたように避難先は小・中学校、公民館だけではなくありません。安全な親戚、友人宅に避難することも考えてみましょうということで、やはり知人宅に避難をするというのは、なかなか受け入れてくれるかどうかは分かりませんが、やはり日頃から友好的な関係を築く必要があると思います。そういったことも重要だと思っております。

それで、これは岡山県の高梁市で、このたび豪雨を想定して、コロナ対策ということで避難訓練をされた記事が載っておりますので、すごく良かったので読みたいと思います。

2018年7月の西日本豪雨で大きな被害を受けた岡山県高梁市は7日、梅雨や台風で河川が増水する出水時期を前に水害対策訓練を実施した。避難所では新型コロナウイルス感染症対策として検温などを行い、住民の受け入れ手順を確認した。訓練は市内全域に大雨警報が発令されたと想定。市職員ら約300人が参加し、18ヶ所に避難所を開設した。感染予防のため、実際に住民が参加する訓練は市文化交流館の1ヶ所のみとし、近くの町内会から約30人が参加。フェースシールドをつけた職員は、玄関前で非接触型の体温計を使って1人ずつ検温し、体調不良の住民を別の入り口に誘導した。住民らは館内で職員の指導を受けながら、飛沫感染防止とプライバシー保護に役立つテントのような仕切りや段ボールベッドの組み立てを体験したということで、ここに掲載をされました。

こういうことは、多度津町におきまして訓練はされたとは思いますが、いかがでしょうか。お伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

防災訓練について答弁させていただきます。

多度津町においては、地区ごとに防災訓練ということで、この1月に多度津地区を行って、2月に豊原地区で行う予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染症の拡大ということの中で今、延期という状態になっております。この新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら、今後、豊原地区、四箇地区等、準備してまいりたいと考えております。

先ほど隅岡議員が申された新聞報道については、多分、そういう地域を限定して災害が起こりやすいところでの訓練だと思います。多度津町の場合は、そういう急激に増水してということではなくて、段々と増水してみたいな状

況でございますので、地域を限定した防災訓練については今のところ対応できないかなということで、今、進めております地区の防災訓練について準備をして、順番をつけながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁、有難うございました。

私がここで申し上げたいことは、場所じゃなくて内容なんです。こういうことをして順番に検温して、色々したっていう過程がすごく大事であるということをお願いするので、またこういった内容も検討しながら進めていって頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

次に、3点目の質問を致します。

避難者の健康状態のチェックについてお伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の避難者の健康状態のチェックについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、避難所を開設する際には、避難所にできる限り常時保健師を配置できるよう配慮して、避難者の基本的な健康状態のチェックなどを行っております。今後は、これまで以上に配慮した上で避難所を開設することが必要であると考えております。それと共に、新型コロナウイルスの感染予防の対策の一環として、先ほども申し上げましたが、避難される皆様には避難時の携行品としてマスクや消毒液、体温計も準備して頂いて、自らの健康状態を意識した行動をとって頂けるよう啓発も行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ここで、新しい生活様式ということで、私もこれに少しだけ家庭でしております。それは、4月12日ぐらいから朝昼晩と体温を測って、それから自分の行動を毎日つけております。ピカソ、本屋、自宅と、そういった流れで簡単にずっともう箇条書きで、ずっと今もそういったことで自分のためだということで、そういったこともしております。また今後ともね。

それで、避難される方は、避難時にはもちろん携行品として、マスクや消毒液、体温計も準備はするんですけども、準備されない方も中にはいらっしゃると思うので、やはりそういったことの配慮もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、4番目の質問に入ります。

避難者の衛生対策についてお伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の避難者の衛生対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。
各指定避難所におきましては、想定避難者数をもとにアルコール消毒液、体温計、マスクなどを備蓄しており、これまでの避難所開設において特段の問題は生じていない状況でございます。今後も台風接近などの警報発表に伴い、短期間避難所を開設する場合には、これまでと同様の対応をしてまいりたいと考えております。

一方、大規模災害が発生した場合には、避難所に多数の避難者が集まることとなります。そのような中、避難所を適切に運営していくためには、議員のご質問にあります衛生対策は重要となってまいると考えます。特に避難所の開設期間が長くなれば、避難者の皆様にもゴミの整理やトイレ清掃、水の管理など衛生管理を担って頂くことも想定されますので、避難所運営マニュアルの策定において詳細な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどご答弁の中に、多くの避難者が一遍にワッと避難所の方に入ってきた場合、やはり3密ということが大変危惧をされます。それで、その中にも避難者、避難された皆様、それから避難所の運営スタッフの方々は、やはり細心の注意を払って手を洗ったり、咳エチケットなど基本的な感染対策が必要となってきます。それと、3密もなるし、十分換気もできておらないし、暑い時はエアコンをつけますけど、その中でマスクをしたりしますとやはり熱中症の危険もございますので、そういったことについてどのようにお考えでございますか。お伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。
大規模災害が起こった時に避難所を開設する場合には、どうしてもそういう一時に多数の方が見えられてということで、基本的にはそれぞれの避難される皆様が日頃からそういう日常的に今回の新型コロナウイルスに対する今、隅岡議員が申されました新しい生活様式、そういうことに慣れて頂いて、緊急の場合でもそういう対応ができるような心掛けというか、日常的な生活をして頂く、そういうことを我々町としてもしっかり啓発周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

続きまして、5番目の質問に入ります。
感染防止対策が盛り込まれた運営マニュアルは策定できているのか、お伺い

を致します。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の感染防止対策が盛り込まれた運営マニュアルは策定できているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、出水時に避難所を開設する場合は、開設マニュアルに則り運営しているところでございます。このマニュアルに新型コロナウイルス感染防止策を加え、避難所勤務者、避難者ともに対応することとしております。一方、大規模災害が発生した場合は、中・長期にわたる避難所運営が必要となってまいります。

避難所運営マニュアルにつきましては、現在、策定中ではございますが、避難所運営マニュアルとは避難所の安心・安全かつ円滑な管理運営を行うことを目的とし、その手順をまとめたものでございます。地震などによる大規模災害時には避難者が一時的に集中して避難することにより、避難所において混乱が生じることが予想されますが、町が住民と連携して避難所の管理運営を行うに当たり、留意すべき事項などについて示すことでその混乱を回避しようとするものでございます。

本町におきましては、標準的な避難所運営マニュアル作成の手引を現在作成中でございまして、この手引が完成した後に順次、指定避難所ごとの運営マニュアルを作成する予定としております。

ご質問の感染防止対策が盛り込まれているかという点についてでございますが、作成するマニュアルにおいて従来の感染症への予防対策に加え、マスクの着用や消毒液を用いた小まめな手指消毒、体温管理による感染症の早期発見など、新型コロナウイルス感染予防に関する項目を追加することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

避難所運営マニュアルについても現在策定中であるということで、避難所ごとに、また運営マニュアルを作成する予定としておりますということで、南海トラフの地震もいつ起こるか分からない、確率も80%と言われております。近々に早急にマニュアル作成について、ご尽力をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

6番目、感染者対応についてお伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の感染者対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

従来より感染者が発生した場合は、原則避難所での対応ではなく、医療機関

との連携の中で関係医療機関への入院などにより、別途対応することを想定しているところでございます。新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合や感染が疑われる場合の対応につきましても、避難所での対応ではなく、個別に県中讃保健福祉事務所の指導などによりまして対応することになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

尾崎議員、議場では新聞は読まないで下さい。

議員（隅岡 美子）

感染者が発生した場合は、原則避難所での対応ではなく、医療機関との連携の中で関係医療機関への入院等により別途対応することを想定しているところでございますと、このようにご答弁を頂きました。

今回の新型コロナウイルスについてのニュース、また新聞などを見ておりますと、避難所に避難してこられて、その時は全然症状がなくても、その後、検温等をして疑われる場合もありますし、また高熱が出て、それが急激に体調が変化をして重篤になる場合も予想されます。そういったことの対応が大事になってくると思います。そういうことは、いかがお考えでしょうか。

総務課長（神原 宏一）

再質問に答弁をさせていただきます。

台風等の発生による避難については短期間であることが予想されますので、今までどおりということになろうかと思います。大規模災害が起こって長期的になってきた場合に、確かに避難されてる中で感染症が疑われる場合や判明する場合が生じるかとは思いますが、そういった中で避難所で何日間か過ごされてますと、定期的な検温とかそういう中で、また体調のチェック等を職員がしてまいると思いますので、そういう中で早期に発見していくということで対応していくのかなという考えでございます。なかなか大規模災害でコロナウイルスの感染症が拡大するということなところの想定については、今、感染拡大したところなので、国や県からもまたそういった情報が色々入ってくると思いますので、そういう情報を得ながら、その情報を検討しながら町としてそういった大規模災害における新型コロナウイルスの感染症の対応については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議員（隅岡 美子）

避難所で発熱、咳等の症状が出た場合は、先ほど申されたような対応だと思うんですが、もしそういうような症状が出た方々に対しては、避難所におきましては専用のスペースを確保して頂いて、その際、スペースは可能な限

り個室にし、また専用のトイレ、また同じような兆候、症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルスを想定した場合は望ましくないと、同じ部屋に避難するということは望ましくないと。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション等で区切る、症状が出た方々の専用スペースやトイレ等は一般の避難者とは別にゾーンとか、それから動線を分けることが大事かなと、このように考えます。それで、感染防止には避難者お一人に対して2メートル四方が必要となってまいります。このことについて、お考えをお伺いしたいと思います。

総務課長（神原 宏一）

避難所において感染が疑われる方、また感染が判明すれば別途、医療機関、病院等へということになろうかと思えますけれども、疑わしい場合とかそういうところで他の方と別のところへということでございますけれども、今のところ、避難所の中でなかなかその時によろしくと思えますけれども、中学校とか小学校であれば、空き教室を利用するとかということが考えられると思います。そういった動線とかトイレの問題とか色々あるかと思えますので、そういったところをまた早急に対応策を考えてまいりたいと思います。それから、2メートル四方という、密を避けるという意味でということでございますが、先ほど申し上げました多中のアリーナにつきましては、そういう状態にしても大体150人以上は避難して頂けるような状況にはなっておりますので、先ほど実績を申し上げました平成16年の台風16号の時に80数名ということでございますので、そういった避難者が出るという状況におきましても、そういう対応ができるのかなということと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

アリーナについては150名以上の方々が避難をできるということで、安心を致しました。これもマニュアルに沿って今後策定されると思えますけれども、丁寧にしっかりと策定をよろしくお願い致します。

続きまして、最後の質問です。

7番目、避難所において段ボールベッド、体温計、マスク、アルコール除菌シート、消毒液、防護服など備蓄品は配備されているのか、お伺い致します。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の避難所の感染対策備蓄品の配備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にございます備蓄品につきましては、段ボールベッドを除き配備をしております。段ボールベッドは基本的に使い捨てでございますので、割高となることに加え、3密を防ぐ手段とは成りがたいというものでございま

す。本町では、これに替えまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、折り畳み式のパーテーション150台を避難所に配備するよう準備を進めているところでございます。このパーテーションは、2メートル四方で高さが140センチのワンタッチテントのようなもので、上部から確認ができるよう屋根のない構造となっております。これにより、避難者間での2メートルのソーシャルディスタンスの確保も可能となり、3密を防ぐ上で効果的な備蓄品であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

避難される方々の3密を防ぐために色んな備蓄品がございまして、体温計でお熱を測る時に、熱が出た場合、また何らかの症状が出た場合はどのような対応をしていくのかをお伺い致します。

それとまた、メンタルチェック、避難者の皆様のメンタルチェックはどのような管理を行うのでしょうか。避難所ごとの時期とか期間が長ければ長いほどこういったことが、メンタルチェックが必要になってまいります、専門職の張り付き、ずっとそこで張り付きを本当にそういう風になれば助かるんですけれども、心強いんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

2点、お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

再質問に答弁をさせていただきます。

非接触型の体温計などにつきましては、現在、備蓄品として15本ございます中で、それらが不足しているということで、児童館とか幼稚園、小学校の方へ貸し出しをしておりますが、現在、備蓄品としては多中、白方小学校の2本が在庫としてあるという状況でございます。これらについては、またそれぞれの担当課の方で予算を要求して購入する予定としておりますし、総務課の防災の方でも備蓄品として必要であれば、もう少し充足させていくということでは考えております。体温チェック等につきましては、そういう形で避難された方にも対応してまいりたいと思っております。

大規模災害時、中・長期的に避難生活が続くということになると、町の職員、保健師等だけでは対応ができないということで、恐らくは全国的に各地域から応援体制ができて、そういう方も含めメンタルチェックをしていくというような状況になってこようかと思っております。短期的に避難されてる場合につきましては、保健師が常時いるということを前提としておりますので、そういう中でお話を聞いたりする中で、精神的な部分の負担を減らしていくということで対応していくことにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

以前も私、質問をさせて頂きましたが、粉ミルクと液体ミルク等の備蓄も配備されると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

最後になりましたが、最後は新型コロナウイルス感染拡大に対しまして、町長よりご決意のほどをお伺いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員のご質問に答弁をさせて頂きます。

この新型コロナウイルスに関しましては、世界的なパンデミックが起こっている、これは日本だけではなくて世界的に大きな感染者、また、たくさんの死亡者を出しているということでもありますので、これは国、県、そして町、真摯に、また危機意識を強く持って行っていかなければいけないと思っています。幸いなことに多度津町では感染者がゼロでありますので、このまま皆様方、議員の皆様方のご理解も頂きながら、また、町民の皆様方のご協力、そしてご尽力を頂きながら、感染者を出さないということ、まずそのことに努めていきたいと思っています。

そして、終息するまで、まだどのくらいの期日がかかるか分かりませんが、今新たな生活様式を維持していくということ、この新型コロナウイルスと共存していくということが大事ではないかと思っておりますので、そういう中におきましても議員各位の皆様方にもぜひご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして答弁とさせて頂きます。よろしくお願い致します。

議員（隅岡 美子）

町長、急なご質問を致しまして申し訳ありません。有難うございました。

以上、11番 隅岡 美子の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和2年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、1. コロナ禍の影響による学校再開での対応策について、2. コロナとの感染リスクを考えた複合自然災害、気象災害への備えと避難方法の対策について、3. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う各支援制度についての3点について一般質問を致します。

まず初めに、発言に先立ち、去る5月25日、月曜日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が全国一斉に全面解除されましたが、幸いにも我

が多度津町では発生が見られず、その間、町行政当局の執行部及び職員の皆様方の昼夜を問わずのご苦勞に対し、心より感謝を申し上げます。そして、新しく着任されました三木教育長は、ウイルス感染問題の対処に迫られる学校関係、また教職員に対して、そして児童・生徒の学習権が危機に瀕している今、懸命に取り組んでおられることに敬意を表するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が国民の命と健康、暮らしを脅かし、経済にも極めて深刻な影響を与えるという厳しい状況であり、全国で国民がかつて経験したことがない苦難に直面をしております。特に学校教育は危機的な状況に陥っております。休校が長引き、新型コロナウイルス感染症問題への対処に迫られ、既に全国一斉の突然の学校休業要請から3ヶ月余り、緊急事態宣言による休業延長を挟み、やっと全国の学校が再開されました。我が多度津町でも、去る5月21日、木曜日からコロナによる学校再開での分散登校が開始され、6月1日からの学校再開に向けた準備期間として実施されました。入学式以来3ヶ月余り見かけなかった児童・生徒の体は一段と大きくなり、不安と緊張の中での登校でしたが、皆さん元気に登校しているのが見受けられました。

しかし、長期間休校の影響による心理的ストレスや自宅内での自粛での不規則生活が長く続いたためか、登校時に軽い腹痛を訴えたり、泣きながら登校してきた生徒も一部には見られました。また、しばらく徒歩通学をしていない低学年の児童は、足がぱんぱんに張っていると訴えながら、マスクをして苦しそうに坂道を登校している姿が見受けられました。久しぶりに登校してきている児童・生徒の元気な姿や声を聞いて、本当に今回ほど学校教育の大切さと重要性を改めて痛切に感じた次第であります。

そこで、まず最初に、コロナ禍の影響による学校再開での対応策についてお尋ねを致します。

1点目には、夏休みに向けての熱中症予防のための教育環境づくりとして、各学校に対する早目の暑さ対策と施設改善への取り組みについてであります。

その1点目は、教室内及び学校行事、課外授業、休憩時間、登校下校中の熱中症対策はあるのか。

2点目に、遅れている体育館の暑熱対策及びクーラーの未整備教室への設置はどうするのか。

3点目に、水道蛇口をワンタッチ式のバー方式や自動センサー蛇口への改良、切り替えをすべきだと思うが、どうか。

4点目に、熱中症を疑った時に生徒に何をするべきか。

5点目に、運動後の適度な塩分を含んだ水分補給対策は考えているのか。

6点目に、暑さ対策の共通理解と工夫はどうするのか。

7点目に、マスク熱中症に注意が必要だが、今後、夏用マスクの準備、支給を児童・生徒にできないものか。

そして2点目には、学校における感染対策と授業の両立はどうするのか。

3点目は、ウイルスに負けない学校での児童・生徒の健康管理はどうするのか。

4点目に、体育実技、運動部活動での留意点は何があるのか。

5点目に、学習の遅れが生じているが、学習内容が年度内に終わらない場合はどうするのか。

6点目に、長引く休校での起立性調節障害などが問題になっているが、心のケアや虐待防止対策はあるのか。

7点目に、新型コロナによる海外への渡航や入り口制限で外国語指導助手、つまりALTの来日への影響が懸念されており、本年度から英語が教科化された小学校現場にも影響が出かねない状況だが、本町ではどうか。

8点目に、学校休業が長引き、新学期の開始を4月から9月に移す構想をめぐる議論が高まっているが、どう考えるのか。

9点目に、全国の学校の休業が長期化し、オンライン授業、つまり遠隔授業の必要性がさらに高まっており、GIGAスクール構想に対応したタブレット教育、ICT化での支援を国がするということだが、知的財産権としての著作権法30条及び著作権法35条についてどう考えるのか。

10点目に、町内でのアンバランスのある少人数学級体制と教職員増への対応策はあるのか。

11点目に、1市2町学校共同給食場の休業についてであります。

その1点目は、学校共同給食場の臨時職員への休業期間中の賃金、手当などの支給、補償などはどうなるか。

2点目に、給食費の特別徴収と保護者負担はどうなっているのか。

3点目に、給食用食材の休業中の契約をしている仕入れ先や納入先への業者への損失補填と不使用になった食材はどうなっているのか。

12番目には、令和3年度の中学校教科書の採択についてであります。

その1点目は、中学校教科書の採択は今年になっており、社会、つまり歴史的分野、公民的分野、地理的分野及び特別の教科、つまり道徳であります、これについての教科書の選定についての観点は、愛国心の強調ではなく、憲法の理念に基づいた平和、人権、共生など、少しでもバランスのとれた教科書採択をすべきだが、どうか。

2点目に、中学校教科書採択に当たり、教科書展示会が開かれると思うが、今回はいつからいつまでで、どこで展示されるのか。

以上、12点について質問をいたします。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

おはようございます。

尾崎議員のコロナ禍の影響による学校再開での対応策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の夏休みに向けての熱中症予防のための教育環境づくりとしての取り組みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

猛暑が続く近年、尾崎議員のご指摘のような暑さ対策と施設改善への取り組みについては、色々模索をしております。教室や体育館での授業中には、本年度は特に3密を回避するため、冷房を適切に利用しつつ、対面の上部の窓を空け、常に換気を行ったり、扇風機等を適宜活用し、空気の循環をしたりしながら、感染症予防と熱中症予防の対策を行います。

また、感染症予防のために着用しているマスクですが、学校の体育授業におけるマスク着用の必要性について、マスクの着用の必要はなしと示されております。しかしながら、感染症予防のためにマスクを着用したまま授業を行う児童・生徒もいると思われます。その際には、意図的に水分補給を摂る時間を設けたり、休憩を適宜とったりしながら、活動等の工夫を行ってまいります。

また、激しい運動を行った場合は、塩分補給ができる食品、飲料等を摂取するなど熱中症予防に努めます。

ただ、子供たちは活動に夢中になり過ぎて水分補給を忘れ、熱中症に近い症状を訴えることがあります。このような状況に迅速に対応できるように、各学校では環境省やスポーツ庁の熱中症対策ガイドラインを基に危機管理マニュアルを作成し、適切に処置が行えるようにしております。

これからは、予防対策と同時に熱中症にならないよう配慮しながら、子供たちの安全を最優先に考えた活動に留意をしてまいります。

続きまして、施設設備等についてのご質問について、まとめて答弁をさせていただきます。

まず、空調設備の設置については、小学校の未整備教室への設置については、必要な教室を調査した上で順次設置する予定でございます。体育館への設置については、設置費用が莫大と予想されるため、その必要性について関係課とも協議をしてまいります。

続いて、水道蛇口の改良につきましては、施設改修の際に導入について検討をしてまいります。

最後に、夏用マスクの準備、支給については、現在のところ考えておりませんが、今後検討をしてまいります。

以降のご質問については、教育課長より答弁を致します。

教育課長（竹田 光芳）

それでは、尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

2点目の学校における感染対策と授業の両立についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県が作成したガイドラインでは、登下校中、授業中、休み時間等、給食、食事、部活動、学校行事、清掃、消毒のそれぞれの項目でチェックリストが設定されております。本町においても、そのチェックリストに従い、予防対策を講じながら授業等の教育活動を進めてまいります。

続いて、3点目の学校での児童・生徒の健康管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒及び教職員については、毎朝の検温、風邪症状の有無の確認を行います。また、手洗いや咳エチケットの徹底を図ること、学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整えること、消毒液を使った清掃などにより環境衛生を良好に保つことなどを取り組みしてまいります。

続いて、4点目、体育実技、部活動での留意点についてのご質問に答弁させていただきます。

体育の授業におけるマスクの着用につきましては、先ほど教育長の方から答弁させて頂いたとおりです。体育実技や運動部活動については、児童・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、年間計画の中で指導の順序を変更することや個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動を工夫しております。

続いて、5点目、学習の遅れについてのご質問に答弁させていただきます。

失われた授業時間につきましては、夏休みの短縮、行事の精選及び縮小、1日の授業時間数の拡大により回復を考えております。また、文部科学省の通知において、本年度中に未指導の授業があった場合にも次年度以降で回復することを可能としております。

続いて、6点目、長引く休校での心のケアや虐待防止対策についてのご質問に答弁させていただきます。

休業期間中におきましても定期的に子供の健康観察を行ってまいりました。学校再開後におきましても子供たちが抱えているストレスや不安な思いなどをどのように解消していけばよいのか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教職員が連携を図りながら心のケアに努めてまいります。

続いて、7点目の外国語指導助手による本町への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の外国語指導助手につきましては、本県に在住しておりますので、渡航や入国制限での影響はございません。

続いて、8点目、新学期の開始を9月に移す構想についてのご質問に答弁をさせていただきます。

留学等に関する国際競争力の向上などの利点などから検討されておりましたが、報道でもあるとおり、国において制度の導入には国民的な合意と実施について一定の期間を要することや様々な法的整備が必要なことから、一旦、見合えず動きとなっております。本町としても拙速な導入は適切ではないと考えております。

続いて、9点目、知的財産権としての著作権法30条及び著作権法35条についてのご質問に答弁をさせていただきます。

著作権法第30条は、私的使用のための複製について規制されており、個人的にまたは家庭内にその他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合に適用されるものと考えられるため、オンライン授業等における利用については私的使用に含まれないと考えられます。

また、著作権法第35条は、1. 対面授業のために複製することや、2. 対面授業で複製等をしたものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは著作物ごとに許諾を得る必要がありましたが、平成30年に著作権法を改正し、その他の公衆送信について補償金を支払うことにより無許諾で可能となりました。

なお、補償金の支払い先である文化庁の指定管理団体、授業目的公衆送信補償金等管理協会は、令和2年度に限って補償金額を特例的に無償としております。これらを踏まえ、オンライン授業についても著作権法等関係法令を遵守しながら、適切な教育課程の実施を進めてまいりたいと考えております。

続いて、10点目の少人数学級体制と教職員増への対策についてのご質問に答弁させていただきます。

県費負担教職員の配置につきましては、各学校の学級数により定数が決まっております。それに加えて、各学校の実情に合わせて加配分の教員が配置されます。少人数学級編制も含めて指導体制の充実のための教職員増につきましては、毎年小・中学校の校長と協議しながら県教委に要望しており、公平・公正に配置を頂いていると考えております。

なお、本町としても特別支援教育支援員等を町費で雇用し、個別の児童・生徒への教育支援、生活支援を行っております。

続いて、11点目の1市2町学校給食センターの休業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、休業期間中の臨時職員への賃金、手当等の支給補償についてですが、S P Cに対し臨時休業中におけるパート従業員への処遇について配慮するよう指示をしております。

続いて、2点目の給食費の徴収と保護者負担についてですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関して発生した欠席による給食費については、保護者へは負担を求めないようにしております。

次に、給食用食材業者への損失補填等についてですが、食材の納入については、できる限り発注変更や献立変更で不要な食材が出ないようにしております。不要な食材が発生した場合は、現在のところ有効に活用させて頂いております。また、本来提供されるはずであった学校給食のキャンセルに伴い発生した違約金等に関する補償については、国からの補助を得るなどし、納入業者へ支払う予定でございます。

最後に、12点目の中学校教科書採択についてのご質問に答弁させていただきます。

去年の小学校教科書採択と同様、慎重に、かつ公正に選定してまいります。選定の観点として、小学校での学びの連続性を意識した学習内容であるか、中学校学習指導要領等をもとに学習内容や教科書の構成、分量、表記、編成上の工夫点等を明確にし、生徒の発達の段階を十分踏まえた教科書を選定してまいります。

教科書展示につきましては、6月中旬より教育委員会にて展示致しておりますので、お時間があればご覧下さい。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。

11番目にしました学校共同給食場、1市2町でございますが、この休業につきまして、3月は臨時職員には賃金を払っておりますが、4月、5月については払っていないということは、労働基準監督署の調査で明らかになったとのことでございます。そしてまた、給食の未実施でも委託料は数万円しか減額に入れない契約、そういう風になったそうでございます。ですから、この学校給食については、PFI方式の委託については非常に大きな弊害が出てきております。学校給食は教育の一環であります。学校給食法、また食育基本法、そして地産地消に基づく子供の教育ということでしておりますが、そこで働いております、雇用しておりますこの人たちに対して、本当にまともな扱われ方をしていないのではないのでしょうか。これについて質問を致しますので、ご答弁をよろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

給食調理場の臨時職員への休業期間中の手当の支給についての協議についてでございます。

令和元年度の第1期の四半期のサービス購入費の支払いについてです。サービス対価Cというところで給食センターの運営に関する費用の方を1市2町で共同でお支払いしております。その支払いに際しまして、今後の小・中学校等の再開に際し、学校給食の提供が確実に行われるよう、臨時休業期間中におけるパート従業員の処遇について配慮をするようにSPC、株式会社善通寺・琴平・多度津学校給食サービスの方に要求の方をさせて頂いておるところでございますので、4月以降につきましても臨時職員等についても給与の支払い等が行われるようになると協議会の方では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

もう1点だけ申し上げます。

町としても、コロナ禍によりましてオンライン授業をやっていくという方向ではございますが、これについてはメリットとデメリットがあります。

そういう意味では、デメリットだけを申しますと、まず1点目には生徒のシグナル、つまり生徒が出している信号が分からないということでございます。

2点目にチェック機能が果たせない。3点目に各児童・生徒の表情がよく見えない。4点目には悩みを把握できない。5点目には虐待等、ストレスがある。

6点目には給食の問題があります。7点目には心のケアの問題があります。8点目には小学生には疲労感が出ているということが調査で明らかになっております。その意味で、地域間での学習格差ができて、大きく広がる面でございます。また、公平性の担保ができない。こういう10項目ありますので、この点についてもデメリットを十分に考慮して進めて頂きたいと思います。

次に、コロナとの感染リスクを考えた複合自然災害、気象災害への備えと避難方法の対策についてであります。

新型コロナ感染症が2次感染の広がりを見せ、予断を許さない中、台風、大雨、熱中症、食中毒の季節となっております。既に沖縄県、九州地方、そして四国地方も5月31日、日曜日に梅雨入りをし、平年より5日早く、5月の梅雨入りは2013年以来7年ぶりとなっております。今年は梅雨入りする中で感染症と自然災害、気象災害の発生による複合災害の危険をどう防ぐのが防災上、大きな問題になってきております。

今、全世界的に気候の温暖化による異常気象での深刻な影響が出てきております。アフリカでのサバクトビバッタの数百億匹とも言われている大量異常発生で農作物に甚大な壊滅的な被害をもたらしており、オーストラリアでは既に森林火災で国土の4分の1を焼失しており、そしてカナダでは温暖化に伴う亜寒帯の森林や泥炭地からの水分の蒸発により、大量の炭素を蓄えている泥炭地の乾燥化は火災を発生しやすく、大気中の二酸化炭素を増やし、温暖

化を加速し、激化する可能性の恐れがあることが分かっております。そして、北極、南極、ヒマラヤ氷河での氷の氷解による気温、海水面の上昇やその他、地震、火山爆発なども想定されております。

また、昨年的大型台風5個の相次ぐ接近、上陸により、特別警報が相次ぎ発令され、日本各地での豪雨大災害は記憶に新しいところであります。

このような中で、新型コロナウイルス感染症が広がっている中で、豪雨や地震などの自然災害、気象災害が起これば、避難所の密集、密閉、密接といった3密が原因でオーバーシュート、つまり医療許容量を超える感染者の爆発的増加の可能性が高くなり、極めて難しい状況に直面することになり、備えがなければ複合災害になる確率は高いと指摘されております。

このようなことから、公的避難所の1. 接触感染、2. 飛沫感染、3. 空気感染があるので、これまでとは違った避難の方法を考えることが重要になってきております。

そこで、お尋ね致します。

第1点目には避難所の数を増やすことについてどう考えるのか。

2点目に建物やエリアを分けるなど隔離のための対策がいるが、どうするのか。

3点目に学校では、体育館だけでなく教室も使うことが必要だが、どうするのか。

4点目に避難者間の間隔を保つスペースの確保はできるのか。

5点目に新たに衝立や仕切りの設備が必要と思われるが、どうするのか。

6点目に消毒液などの備品の整備、準備が新たに必要だが、確保できるのか。

7点目に災害時の感染防止対策を町内自治会で事前に相談、周知すべきと思うが、どうするのか。

8点目に公的避難所を利用する予定人数を事前に調べて3密を避けることが重要と思うが、どうするのか。

9点目にこの夏は平年よりも気温が高くなると言われており、マスク着用により熱中症のリスクが高まる恐れがあり、特に基礎体力が衰えている高齢者や病弱者は重症化する恐れがあるので、扇風機や空調設備、つまりエアコン、換気扇などの早目の準備をすべきだが、どうか。

以上、9点についてお伺いを致します。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問のうち、1点目、避難所の数を増やすことについての答弁をさせていただきます。

本町の指定避難所は、陸地部に9施設、島嶼部に3施設、合計12施設で台風接近などの警報発表の際は、多度津中学校、白方小学校並びに島嶼部の避難所

を優先的に開設し、避難された方を受け入れています。過去の事例から、開設した避難所におきまして十分なスペースを確保できなかった実例はありませんが、新型コロナウイルス感染症への対策として、その他の指定避難所につきましても必要に応じて段階的に開設することで、避難者間の十分なスペースを確保した避難所運営体制を構築してまいります。

次に、2点目、建物やエリアを分けるなど隔離のための対策がいるが、どうするのか及び3点目、学校では、体育館だけではなく教室も使うことが必要だが、どうするのかのご質問は関連性がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

学校施設における避難所開設時の教室等の利用の必要性につきましては、従来より検討しているところでございます。しかしながら、避難所において発熱等の症状のある方や濃厚接触者のための専用スペースを設置することにつきましては、現在のところ想定はしておりません。新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合や感染が疑われる場合の対応は、避難所での対応ではなく、個別に県中讃保健福祉事務所の指導のもと対応することになると考えております。

4点目、避難者間の間隔を保つスペースの確保はできるのか及び5点目、新たに衝立や仕切りの設備が必要と思われるが、どうするのかのご質問についても関連性がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

これまで台風接近などの警報発令に伴います避難所の開設において、十分なスペースを確保できなかったことはございません。しかしながら、国及び県におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として避難者間の十分なスペースを確保するよう指針が示されております。そのため、本町におきましては新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用致しまして、避難所用としてパーテーション150台を整備するなど、感染防止策を講じることとしております。

また、大規模災害時には多くの方の避難が想定され、本町におきましては想定最大規模の南海トラフ地震が発生した場合の想定避難者4,200人対して3.3平方メートルのスペースを確保しておりますけれども、このような状況におきましても新型コロナウイルスの感染防止が最大限図れるよう対策を講じてまいります。

6点目、消毒液などの備品の整備、準備が新たに必要だが、確保できるのかについて答弁をさせていただきます。

災害備蓄品につきましては、多度津町災害医療救護活動連絡会におけます協議結果に基づき、マスクや消毒液を含め、職員が管理することが可能な医薬品につきましては整備をしております。新型コロナウイルス感染症の影響に

よりマスク及び消毒液につきましては入手が困難となったことから、庁舎内の衛生環境保持のため一部提供はしていましたが、十分な補充を行っておりますので、台風接近などの警報発令に伴い、避難所を開設する場合におきましても十分な対応ができると考えております。

また、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして感染症への対応を強化するため、従前の備蓄量を超えてマスクや消毒液を整備することとしております。

次に、7点目、災害時の感染症防止対策を町内自治会で事前に相談、周知すべきと思うが、どうするのかのご質問に答弁をさせていただきます。

感染症防止対策につきましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、災害時においては重要なことであると認識をしているところでございます。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中での適切な避難行動につきましては、ホームページにおきまして「知っておくべき5つのポイント」として周知啓発を図っているところでございます。この情報につきましては、広報7月号におきましても掲載を予定しており、今後も必要な情報につきましては自治会回覧や広報、ホームページなどを通じまして周知啓発を図ってまいります。

次に、8点目の公的避難所を利用する予定人数を事前に調べて3密を避けることが重要と思うが、どうするのかのご質問に答弁をさせていただきます。

大規模災害時には、指定避難所付近以外の地域からも避難してくること、場合によっては行政区域を越えた避難も想定されることから、避難所利用の人数を事前に把握することは、現実的には極めて困難と思われます。

一方で、台風接近などの警報発令に伴い、避難所を開設した際に十分なスペースを確保できなかった事例はないことから、避難者の事前把握の緊急性は低いと考えられます。引き続き、避難所運営の際には避難者間の十分なスペースを確保するなど感染症対策に万全を期してまいります。

次に、9点目、マスク着用による熱中症や基礎体力が衰えている高齢者や病弱者は重症化する恐れがあるので、扇風機や空調設備の早目の準備をすべきだが、どうかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、避難所を開設している多度津中学校は空調設備が整備されております。また、白方小学校におきましては体育館への扇風機の設置など避難所内の環境対策を実施しております。また、その他の指定避難所につきましては、多度津中学校、白方小学校での避難者の対応が困難となる場合に、空調などの環境が整備されている施設から段階的に開設していくことを想定しております。しかしながら、現状では全ての指定避難所において同様の対応は困難であることから、国の方針でもあります自らの命は自らが守るという町

民皆様の意識の醸成を図りながら、避難所への避難だけではなく、安全な親戚、知人宅への避難などの適切な避難行動をとって頂けるよう、広報やホームページなどを通じまして周知啓発をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各支援制度についてであります。

現在、国の制度、県の制度、町独自の制度がありますが、そこでお尋ねを致します。

1点目には農業、水産業に対する支援策になっているのには、何があるのか。

また、農業、漁業振興補助には何があり、申請窓口はどこになるのか。

2点目に生活保護申請は、コロナ禍での雇用悪化による雇い止めなど増加したと思うが、町内ではどのくらいあるのか。

3点目に生活福祉資金貸付制度があるが、現在ではどのくらいの利用になっているのか。

4点目に町内在住の大学生、高校生に対し、ウイルス禍での生活や勉学に苦しむ学生の窮状に対し、何か対応策はあるのか。

5点目にひとり親家庭の解雇、雇い止めによる生活困窮家庭に対する食料支援、配食支援などはあるのか。

6点目に香川県感染拡大防止協力金支給申請期間が5月7日から6月12日までとなっており、町感染拡大防止協力金上乘せ支給、これは県の決定額の2分の1の金額で、休業、時間短縮、うどん店、その他の内容でありまして、6月1日から12月28日までが受付期間となっておりますが、現在までどのくらいの申請数があるのか。また、金額の予算の予定額はいくらか。

7点目に事業者応援給付金として他市町は実施しているが、本町ではできないのか。

8点目にテナント賃料給付金、家賃補助を実施しているところがあるが、本町ではどうか。

9点目に町融資、テークアウト、子供クーポン、デリバリー応援、雇用調整助成金を受けたものなどの利子補給はないのか。

10点目に新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、社会保険料、国保、年金、住民税など納税が困難な納税者、業者などへの対応はどのようなものがあるか。

以上、10点についてお伺いを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の農業、水産業に対する支援策になっているのは何があるのか、

また農業、漁業振興補助には何があり、申請窓口はどこになるのかに答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的にステイホームや3密防止による外食の自粛、学校給食の停止等が行われました。このため、農業、漁業ともに外食需要の低下による消費先の先細りにより、収入の減少が見られました。国の制度では事業収入を得ている農業、漁業に従事している法人及び個人の方に持続化交付金が給付されることとなっております。

また、農林漁業者への資金繰り支援策につきましては、日本政策金融公庫が取扱金融機関となっております農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業協同組合や漁業協同組合が取扱金融機関となっております農業近代化資金、漁業近代化資金などがございます。

また、農業、漁業振興補助につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大とは関係なく、国、県、町で連携しながら補助制度等を活用した振興に取り組んでおります。

なお、申請窓口は、それぞれの制度により異なっております。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、2点目、3点目及び5点目について答弁させていただきます。

まず、2点目の生活保護申請は町内でどのくらいあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

中讃保健福祉事務所に生活保護申請があったもののうち、本町住民からの申請件数は4月5件、5月3件の計8件でございます。

申請理由については、入院や体調不良により働けない、母子世帯や高齢者世帯で困窮しているなど以前から相談があったものであり、新型コロナウイルス感染症による雇用悪化の直接的な影響を受けたものではございません。4月以降、本町窓口にも2件の相談がございましたが、いずれも高齢者世帯の家族から今後の生活不安に関する相談でございました。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症に関連した失業等により影響が出てくるものと思われますので、今後も県と連携を図りながらきめ細かな対応を行ってまいります。

次に、3点目の生活福祉資金貸付制度があるが現在どのくらいの利用になっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

都道府県の社会福祉協議会で行っております生活福祉資金貸付制度は、従来の制度に対し新型コロナウイルス感染症の影響により、生計の維持が困難となった場合に対象者や貸付上限額等を拡大した特例貸し付けであり、緊急か

つ一時的な資金が必要な方への貸し付けである緊急小口資金と生活の立て直しに必要な生活費用の貸し付けである総合支援資金があります。

申請受付を開始した3月25日以降の県全体の貸付決定件数は、緊急小口資金が1,714件、貸付合計額は2億9,823万円、総合支援資金が214件で貸付合計額は1億1,470万円です。そのうち本町の貸付決定件数は、緊急小口資金が30件、貸付合計額は520万円、総合支援資金が3件、貸付合計額は150万円でございます。

次に、5点目のひとり親家庭の解雇、雇い止めによる生活困窮家庭に対する食料支援、配食支援などはあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

ひとり親家庭に特化した食料支援、配食支援はありませんが、NPO法人香川フードバンクより配布された食料を町社会福祉協議会を通して必要な方にお渡ししております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員ご質問の4点目の町内在住の大学生、高校生への対応策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町には、本町独自の奨学生制度があり、年度の途中でも申請も可能となっております。現行の制度では、高校生に対しては月額9,900円を給付し、大学生に対しましては月額3万6,000円を無利子で貸与を行っております。今後は、この本町の奨学金制度の活用を周知するとともに、交付金を活用し、新たな支援の実施についても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

香川県感染拡大防止協力金に対する町感染拡大防止協力金の申請件数は、現在までどのくらいあるのか、また協力金の予定額は幾らかについて答弁させていただきます。

6月5日現在で4月25日から5月6日までの間で休業要請に協力して頂いた方の申請件数が26件、4月25日から5月6日までの間で営業時間の短縮要請に協力して頂いた方の申請が15件、4月25日から5月6日までの間で休業要請に協力して頂いたうどん店の方の申請件数が2件でございます。町内に事業所を置いている方のうち、県に何件の申請がなされたのか把握できておりませんが、先の臨時議会では、町の同協力金の上乗せ分として140件の申請見込みで850万円の予算額の可決を頂いてございます。

続きまして、事業者応援給付金として他市町は実施しているが、本町ではできないのかについて答弁致します。

事業者応援給付金は、確定申告を行っている中小企業で一定の売り上げの減

少が見込まれる中小企業者に対して支給されている給付金でございます。本町では、今定例会の一般会計補正予算案にセーフティーネット保証等活用助成金を計上させて頂いております。この事業は、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証等の融資制度を利用するに当たり、町が認定した事業者等に対して事業の継続と運営の安定を図るための助成金を1事業者につき10万円を支給するものでございます。つまり、資金繰りにお困りの事業者の方に助成を行うものであり、他市町で設置されております事業者応援給付金と給付対象者は異なっておりますが、効果がある事業であると考えてございます。

続きまして、テナント賃料給付金、家賃補助を実施しているところがあるが、本町ではどうかについて答弁致します。

国の第2次補正予算において、自粛要請等によって売り上げの急減に直面している事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代、家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対する家賃支給給付金が計上されてございます。このため、現状では町独自の家賃支給給付金等は考えてございませんが、国の制度の効果を検証した後に町独自の事業のあり方を研究してまいりたいと考えてございます。

次に、町融資、テークアウト、子供クーポン、デリバリー応援、雇用調整助成金を受けたものなどの利子補給はないのかについて答弁致します。

まず、町融資制度に係る利子補給制度につきましては、先の臨時議会の補正予算に町融資制度利子補給金を計上し、可決を受けて事業を実施致しております。

次に、子供クーポン、デリバリー応援につきましては、今回の感染拡大に伴う悪影響を被った町内に事業所を置く飲食店に対する助成制度を検討する際に、事業所及び住民にとって効果があると見込まれる制度設計となるよう研究してまいりたいと考えてございます。

最後に、雇用調整助成金は給付金であり、貸付制度ではないため、利息等は発生致しません。

以上、答弁とさせて頂きます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民年金保険料の納付困難者の方についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

日本年金機構では、令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として簡易な手続により国民年金保険料を免除または猶予する取り扱いを行うことになりました。適用の期間につきましては、令

和2年2月分から令和2年6月分となっており、令和2年7月分以降の免除については、令和2年7月以降に改めて申請が必要であると示されております。

なお、手続につきましては、高齢者保険課または日本年金機構で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会保険料、国保、住民税など納税が困難な納税者、業者などへの対応はどのようなものがあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による税関係の対応と致しまして、徴収猶予と保険関係の減免措置がございます。

まず、徴収猶予でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当な減少があった方を対象に最長1年間、町税等の徴収猶予を受けることができるもので、担保の提供は不要で延滞金もかかりません。対象となる町税等は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに、納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などがございます。

次に、減免措置でございますが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象となっております。

これらの周知方法と致しまして、既にホームページに掲載しており、保険関係の減免措置については、7月に送付する納付通知書にチラシを同封致します。なお、この取り扱いにより減免した保険額は、全て国の補助金の交付対象となる予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間がまいりましたので、以上3点について私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。11時5分再開致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

次に、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和2年度第2回多度津町議会の一般質問を行います。
教育委員会にお尋ねします。

コロナウイルスの影響による教育委員会の今年度の事業計画についてですが、繰り越しをしていた各小学校の改修事業はどうなりますか。再度の繰り越しはできないと思いますか。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の本年度実施予定の各小学校の改修事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本年度、令和元年度の繰越事業として国庫補助の採択を受け、多度津小学校校舎中棟、豊原小学校校舎、四箇小学校校舎の外壁剥離等改修工事を実施する予定でありました。今回の改修工事は校舎への立ち入りを制限する工事でもあり、児童が不在である夏休みを中心に実施する予定でありました。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症予防対策により夏休みを短縮することになり、当該工事につきましては短縮した夏休み期間中で完了することは難しく、工事の内容には廊下、天井の改修も含まれるため、足場等の関係で教室への入室も困難となります。

また、外壁剥離改修工事は騒音が発生する工事もあるため、感染予防対策である教室の換気をする際に授業に支障を来すことが予想されるため、本年の工事施工を中止することと致しました。

なお、議員ご指摘のとおり、令和元年度からの繰越事業であるため、次年度への繰り越しはできませんので、国庫補助につきましては申請を取り下げ、令和3年度実施に向け、国庫補助申請を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今年度の小学校、中学校の学校行事はどうなりますか、お伺いします。

教育長（三木 信行）

松岡議員の今年度の小学校、中学校の学校行事について、ご質問に答弁をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症予防対策により、31日間の児童・生徒の学習機会が奪われることとなりました。失われた授業時間を回復するため、昨日答弁させて頂きましたような夏休みの短縮、行事の精選及び縮小、1日の授業時間数の拡大により回復を考えております。

議員ご質問の学校行事につきましては、春に予定していた運動会については1学期中の実施は中止とし、2学期以降の実施についてもスポーツ大会等で代

用するなど規模を縮小することや今後の行事等の精選なども考えております。

学校再開後の取り組みにつきましては、県教委や文科省のガイドラインを参考に安全・安心な対応を心掛けてまいります。まずは保護者や地域の理解と協力を得ること、感染防止のための新しい生活様式を子供に身につけさせること、保護者や子供に寄り添った対応をすること等が大切なことだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

ただいま教育長からの答弁がありましたが、この分の中に子供の気持ちが一つも入ってないと思うんですが、6年生、3年生の最終学年になったら、学校最後の年になります。卒業アルバムとか色んなもんもあるんで、それが全然行事がなかったら撮れんのではないかなと思いますが、その辺を子供に意見を聞くなどそういう考えはおありでしょうか、お伺いします。

教育長（三木 信行）

松岡議員の行事について子供の意見を、考えを、声を聞くということについて答弁をさせていただきます。

昨日も再質問の時に答弁をさせていただきましたが、今後、2学期以降の行事につきまして、現段階で一律に中止であるとか縮小するという風に決めている訳ではございません。今後の感染状況や年度末を見通した教育課程の進捗状況を見ながら、当然子供の声を聞いたり、保護者の方の意見を聞きながら、各学校で考えていくように指示をしております。

ただ、もう一つの観点としては、各学校の年間の学校の運営の中で何を大切にするのかということもあろうかと思えます。例えば運動会、そのままできなくても半日でも代替としてスポーツ大会をするのか、あるいは学習発表をどのようにするのか、それは各学校によってどういう風な学校運営をするかによって、やや変わってくるところがあるだろうと思っています。

そして、ご理解を頂きたいところは、学校を今、再開したばかりでございます。大切にすべきことは、まず安全・安心な学校運営であるということと、もう一つは多くの保護者の恐らく子供もそういうこともあると思えます。6年生、特に中学校3年生としましては、公立学校としての学習の保障、機会均等ということを考えて時に、行事ということ大切にしながらも、この事態について諦めなければいけないということもあることを子供、保護者、先生たちで共有しながら、納得感を持って残すこと、そしてある程度はそこは削減をしながら、精選をしながらやっていくことも必要かという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

どうも有難うございました。

教育委員会に最後の質問になります。幼稚園統合の事業の今年度の予定を教育長にお聞きします。

今まで私は統合事業を町長の方に幾度か質問させて頂きましたが、現場である教育委員会の方の声をちょっとお聞きしたいので、最初に決めなければならない既存の幼稚園の整備でするのか、または新設箇所新たに計画をするかの結論を今年度中には出せるのでしょうか。この問題が決まらなければ、この事業が少しも前に進まないのので、教育長のお考えをお伺いします。

教育長（三木 信行）

松岡議員の幼稚園統合事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の適正規模、適正配置につきましては、私自身も教育課題検討委員会の委員として会議に出席をしておりましたので、本町の幼稚園の園児数の減少や施設の老朽化からも勘案を致しますと、本町の喫緊の課題だと認識をしております。教育委員会と致しましては、速やかに再編に向けた準備に着手し、早期に開園できるように取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご質問の整備方法の決定時期につきましては、具体的な時期を今申し上げることはできませんが、議員の皆様にも丁寧に協議、報告をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

教育長、どうも有難うございました。

1つお聞きしたいんですが、教育長も教育課題検討委員会の中に入っていて、この話も大分出たと思います。その中で何がネックになっとったかなというんがちょっとお聞きしたいので、よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

松岡議員の再質問について答弁をさせていただきます。

まず、教育課題検討委員会に参加をさせて頂いておりまして、何がネックになっていたのかということでございますが、それはもちろん学校、例えば小学校を幾つにするのか、幼稚園を幾つにするのかから始まって、そして場所をどこにするのかというのは、そこが大きな検討課題でありました。当然、今後の子供の推計とか、そして学校や園を残した時、残さなかった時、1園にしたり2校にしたり1校にした時に、どれだけ毎年ランニングコストがかかるのか、そういった費用の問題も大きな課題になりました。

松岡議員の方からご質問頂いた訳ですけど、返りましたら教育課題検討委員

会の報告がなされたのが平成30年3月でございまして、そしてその年の7月に教育委員会の基本方針が出されて、今2年がたっております。恐らくこの間に様々なお考えやご意見が、どんなような造り方をするのかも含めて、整備方法とか場所、費用等について議論がなされてきたんだろうと思います。そして、今に至ってるということを考えた時に、速やかにそういったことを見直しながら、町長様や関係各課と相談しながら、また議員の皆様のご意見を頂きながら、速やかに決定をしていきたいなというのは考えております。

ただ、1つご理解を頂きたいのは、現在、新型コロナウイルスの感染予防対策の最中でございまして、この幼稚園の統合事業につきましても喫緊に取り組むべき課題でございしますが、ここ1～2ヶ月はそれが最優先ということにはならないと思います。並行して、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

どうも有難うございました。

幼稚園の統合の問題に関しましては、答えが仮に出たとしても3～4年はかかる事業になります。検討の方をよろしくお願い致します。

続きまして、2番目のコロナウイルス対策について町長にお伺いします。

コロナウイルスの影響で町政にも支障を来していると思いますが、今後、今年度の町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員のコロナウイルスの町政への影響に対する今後の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス緊急事態宣言が発出されてから、町内でも人や物の動きが停滞をして、活動を縮小または休止しなければならない状態が生じ、町内でも大きな影響が出てきております。

多度津町でも新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小・中学校は臨時休業となり、幼稚園・保育所につきましても自粛をお願い致しました。

また、公共施設は使用禁止の措置を行い、主催する会議やイベントにつきましても、どうしても行わなければならない場合を除き、延期、中止とすることと致しました。毎年開催しております、さくらまつりや夏まつりにつきましても今年度は中止となり、会議や総会なども書面決議等で開催しなければならない状況となっております。緊急事態宣言は解除されましたが、今後も感染拡大防止に努め、外出の自粛や会議、イベント、施設使用の制限につきましても段階的に緩和していくこととなっておりますので、町民の皆様にも引き続きご迷惑をお掛け致しますが、さらなる感染拡大を防ぐためにもご理

解を賜り、ご協力頂きますようお願いを申し上げます。

国や県において様々な支援策が講じられておりますが、町と致しましても新型コロナウイルス感染症で影響を受けられました皆様に対して独自の策を行う必要があると考えておりますので、引き続き、国、県及び様々な関係機関と連携をして、あらゆる面から積極的な対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

町長、有難うございました。

最後の方に独自の策を行う必要があるとおっしゃられましたが、どういうことがあるかなと。町でこれはやらないかなというのを多分考えていると思いますが、どんなものがあるか、お伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

小さいことで言えば、75歳以上にマスクを支給致しました。また、それ以外にも今、地方創生臨時交付金を活用して議会でも承認を頂きまして、様々な事業、オンライン授業も含めて様々な事業に使わせて頂く予算の計上と、そして事業を決めさせて頂きましたので、これからそれを行っていくつもりであります。様々なことであります。

また、それに加えて今回、国の方で2次補正が出てきます。もう間もなく国会を通過すると思いますが、その時は1次補正よりも少し規模が大きくなるということを知っておりますので、今、関係各課とも様々なところでどういう風なものを作るのか、町独自のものを改めてやっていこうということで予算規模、そして事業規模、それを今、出してもらうように伝えているところであります。

答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。

続きまして、コロナウイルスの影響により、農業、漁業、非正社員、パート従業員等、かなり影響を受けている町民の方もいらっしゃると思いますが、多度津町独自の支援策はありますか、お伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

松岡議員のコロナウイルスの影響により、農業、漁業、非正社員、パート従業員等、かなり影響を受けている町民の方もいらっしゃると思いますが、多度津町独自の支援策に答弁させていただきます。

まず、農業、漁業についてでございます。

農業、漁業ともにステイホームや3密防止による外食の自粛、学校給食の停止

等の影響により、売り上げが減少してございます。

農業への影響につきまして、ＪＡ香川県多度津支店に確認したところ、たちまちの大きな影響は見られないものの、３月から５月にかけて出荷量の多かったミニトマトやアスパラガスなどの卸価格の下落が見られたとのことでございます。また、新聞報道によりますと、外食需要の減少で４月末の主食用米の民間在庫は昨年の同時期より１３万トン多い状況にあるとのことであり、秋の生産量が増えれば米価の下落が予測されます。

漁業への影響について町内３漁協に確認したところ、農業と同じく外食需要の減少や学校給食の停止等で海産物の消費先が減少し、魚価が大きく下落したとのことでございます。

町と致しましては、基幹産業である農業、漁業に従事されている方々の支援を図るために、ＪＡ香川県多度津支店及び町内３漁業協同組合と協議を行っているところでございます。

次に、非正社員、パート従業員の方々への支援でございますが、国の第２次補正予算案にも盛り込まれておりますとおり、雇用保険被保険者及び被保険者以外の相違はあるものの、解雇を行わない場合の企業に対する雇用調整助成金の拡充がなされ、一定の賃金の維持が図られることになってございます。

また、県独自策として、同助成金の上乗せ支給となる県雇用調整助成金及び緊急雇用維持助成金が設置されてございます。町独自の上乗せ支給等の制度はございませんが、住民の方々に広く活用頂けるような制度等を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

産業課長に再質問を致します。

先ほどの答弁の中で、ＪＡ香川県多度津支店及び町内３漁業協同組合と助成事業に係る協議を行っているとなりましたが、どのような内容の事業なのでしょう、お答えのできる範囲で教えて頂きたいと思います。よろしく願います。

産業課長（谷口 賢司）

松岡議員の再質問にお答え致します。

先ほどの答弁にもございますとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、農業者及び漁業者の方々の事業にも少なからず悪影響がございました。町では、農業、漁業振興を図る立場にございますので、農業及び漁業を営む上で必要な経費に係る助成などが想定されるのではないかなという風に考えてございますが、真に農業者及び漁業者が必要としているものは何なのかということをＪＡ香川県多度津支店及び町内３漁業協同組合と協議を進めて

いる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

ただいま再質問の答弁を頂きましたが、要望として経済産業省のホームページを検索したら、中小企業や個人事業等に対する助成制度は手厚くされていることが分かります。また、新聞報道を見ても、企業やその従業員に対する支援策や低所得者に対する支援制度に係る記事を多く見ることはできますが、本町で多くの方が従事している農業及び漁業に対する助成が手薄になっているように感じます。

先ほどの答弁にあったように、農業及び漁業は町の基幹産業の一つです。是非とも国の交付金を活用した助成事業を設置して、農業、漁業の振興を図ってもらいたいと、これは要望です。よろしくお願いします。

続きまして、最後の質問になりますが、今の状態であれば来年度の公共事業の予算要求はどのようにになりますか。また、国に毎年行っている陳情等もどうなるのでしょうか、お伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の来年度の公共事業の予算要求についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現時点におきましては、公共事業に係る採択申請や補助金、交付金の手続などにつきましては、国や県から変更する旨の通知はございませんので、これまでどおり進められるものと認識しているところでございます。

しかしながら、国の来年度予算編成につきましては、十分留意することが必要であると考えます。我が国経済は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大変厳しい状況に陥り、先行きの不透明な状況にございます。国におきましては、来年度予算が見積もりがたい状況にあるため、概算要求の期限を9月末まで1ヶ月延長するなどの対応をとっています。感染症対策に係る多額の補正予算を編成した後でもあり、国における来年度予算編成過程におきまして、公共事業予算を含め、どのような予算配分がなされるのか、本町財政への影響はどの程度あるのかなどを注意深く情報を収集し、本町の来年度予算編成に反映させてまいります。

投資的経費につきましては、厳しい予算編成が予測される中、国の動向を注視しつつ、税収などの歳入把握に努め、事業の緊急性や効果などを検証し、抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長公室長（山内 剛）

松岡議員の国への陳情についてのご質問に答弁をさせていただきます。

毎年7月から11月にかけて、国に対して道路や港湾、都市基盤整備などについて陳情、要望活動を行っております。この陳情、要望活動につきましては、主に全国市町村長会議などの会議が東京で開催された時に行っておりますので、今年度につきましてもそれらの会議が開催されれば、陳情、要望活動を行う予定として考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

以上で私の一般質問を終わりますが、国の第2次の補正予算が成立して交付金が来ると思います。多分、倍ぐらいの交付金になると思いますが、その中で色々な使い道を検討して頂いて、町民みんながちょっと良くなったなというような策をして頂きたいと思います。要望です。本日はどうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を1時と致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

次に、7番 金井 浩三 君。

議員（金井 浩三）

一般質問、7番 金井 浩三、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、瀬戸内国際芸術祭2019の検証について。

2013年度から参加しました瀬戸内国際芸術祭2013年度は31日間で2万4,371名、1日当たり786人、2016年度は30日間で2万1,028名、1日当たり約701人、2019年度は38日間で2万5,198人、1日当たり663人、開催するたびに1日当たりの来場者数が減っているように思います。また、前回より8日間延長したことで、スタッフ、職員、ボランティアの人たちの負担も大きくなったのではないのでしょうか。また、長くなった分、色々な負担金も増えたのではないのでしょうか。河田課長は、事業をすれば検証するのは当たり前です、と以前言っていました。

そこで、質問します。

県実行委員会への負担金、町実行委員会への負担金、全部で幾らになったの

でしょうか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の県実行委員会及び町実行委員会への負担金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年開催の瀬戸内国際芸術祭に対する県実行委員会への負担金と致しましては、3年間で750万円でございます。また、町実行委員会への負担金は700万円でございます。その他には、瀬戸内国際芸術祭の開催に際し、町民の皆様方から51万2,000円の寄附がございましたので、町実行委員会へ支出しております。

なお、県実行委員会への負担金につきましては、開催の2年前に100万円、開催前年及び開催年に325万円ずつ支出しております。この県実行委員会への負担金は、開催場所により異なっており、多度津町以外は1,500万円以上となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

町実行委員会への負担の中には、町職員が土日・祝日に出た人件費は含まれているのですか。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の町実行委員会負担金の中に町職員が土日・祝日に出た人件費は含まれているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町実行委員会負担金には、町職員の人件費は含まれておらず、時間外勤務手当につきましては、本来業務と同様に町より職員に支給しております。

なお、2019年の芸術祭における土日・祝日の町職員の延べ動員数は145名で、2016年の芸術祭における土日・祝日の町職員の延べ動員数152名より7名少なくなっております。多数のボランティアの方々の協力により、8日間の会期延長及び屋内作品数が4作品から9作品に増えた中で職員の動員数を抑えられたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

期間中、土日に販売した「たどつ推しメシ」について、用意した数が完売になる日も多くとあるが、何日出店し、何個売れて、総売り上げは幾らだったのでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の「たどつ推しメシ」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「たどつ推しメシ」につきましては、2019年の芸術祭の取り組みとは別に、

タウンプロモーション事業の一つとして取り組んだもので、官民協働組織である多度津町まねきねこ課の企画をもとに多度津町タウンプロモーション事業推進プロジェクト実行委員会により、芸術祭の期間中に販売されたものでございます。オリジナルのレシピで作った押しずしと多度津町内の様々な場所を楽しくめぐって頂くためのトレーディングカード、「タドルカ」をセットで販売し、全国から芸術祭にお越しになった皆様の旅のお供として大変喜んで頂いたと聞いております。

この実行委員会は町から補助金を交付しておりますが、この補助金に係る実績報告書や実行委員会の方への聞き取りによりますと、秋会期中の土日・祝日のうち10日間、多度津港にて販売し、最初の2日間を除く8日間は完売したということでございました。総販売個数は453食で、売上額は22万6,500円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

多度津町にとっての費用対効果、芸術祭によって多度津町にとって何がプラスになったのか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の多度津町にとっての費用対効果、芸術祭によって多度津町にとって何がプラスになったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

2019年の芸術祭による県内の経済波及効果につきましては、日本銀行高松支店による推計によりますと2016年の139億円に対し、1.3倍となる180億円に上り、過去最高でございました。これは、来場者が過去最高になる117万人を超えたこと、また消費額の多い外国人客が増加したことが原因であると分析されております。経済波及効果の内訳と致しましては、飲食費や宿泊費、また交通費といった直接効果は112億円で、直接効果による各産業の生産額が増加する間接効果は68億円でございました。県が実施したアンケートによりますと、県外客の平均滞在日数は3.05日、平均宿泊数は2.56泊、1人当たりの消費額は6万7,034円と試算されております。

なお、本町が参加した秋会期の経済波及効果は77億円で、直接効果は48億円、間接効果は29億円となっており、各会期のうちで最も高い経済波及効果となっております。

今年の芸術祭では、開催効果を県内全域に波及させるために、芸術祭の来場者を対象にした県内連携事業として、県内の観光資源をめぐるビンゴラリーが開催されております。県が実施したアンケートによりますと、来場者の3人に1人が県内の芸術祭以外の観光地を訪れております。本町のラリーポイントであった西浜、本通界限や金剛禅総本山少林寺、また佐柳島にも多くの芸術

祭の来場者が訪れ、町内の飲食店や宿泊施設からは飲食や宿泊をして頂いたとの喜びの声を聞いておりますので、本町においても経済波及効果があったものと考えております。

次に、多度津町にとって何がプラスになったのかとのご質問でございますが、昨年の芸術祭では開催日数や屋内作品が増えたことで、今まで以上に忙しい芸術祭となりましたが、公式ボランティアである「こえび隊」や近隣の学校や関係団体及び企業からのご協力を頂き、延べ442名のボランティアの方々に参加して頂きました。地元の高校生たちがボランティアとして関わっていたことは来場者にも好評で、好印象を持って頂けたとともに、生徒自身の学びの場となり、芸術祭や高見島の魅力を感じて頂ける重要な機会となっております。

また、住民やボランティアスタッフが一丸となり、港で幟を振ってフェリーを見送る姿は、来場者から感動したとのご意見を頂いており、SNSでも発信され、町のイメージアップに繋がったと考えております。

さらに、島民の方から芸術祭を通じ、作家さんたちと交流することで元気が出たとのご意見も伺っており、芸術祭のプラスの面の一つとして考えております。

なお、次回開催に当たりましては、町の魅力及び経済を向上させるため、陸地部においても芸術祭の趣旨に沿った支援や協賛事業ができないか、県実行委員会と意見交換を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

多度津町が参加した秋期の経済効果は77億円とありますが、これは香川県全体で、私の考えとしては多度津町への経済効果は少ないのではなかろうかと思えます。

次、質問に行きます。

平成27年度に実施した国勢調査では27名、2019年度は住民基本台帳では35名となっていますが、実際には20名を切っているのではないかと思います。そして、2022年には15名を切るのではないかと思います。4回目の開催には、高見島の人々にとっては大変重荷になってくるのではないのでしょうか。町はどのように考えておられるのか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員の次回、芸術祭開催が高見島の人たちにとって重荷になるのではないかとのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご心配のとおり、高見島の住民基本台帳人口は2013年4月1日現在では56名でしたが、2016年4月1日現在では42名、昨年の4月1日現在では37名、本年

4月1日現在では34名と年々減少してきており、2013年の芸術祭開催前に島民の方と話し合いを行った際には、「高齢で様々なことにお手伝いはできませんよ、挨拶ぐらいはできるけど、それで良かったらやったらいいよ」とのご意見もあったことから、お手伝いをお願いすることは島民の方の重荷になってくると考えておりました。しかしながら、2013年開催後に島民の方から、「若い人たちと出会えて元気をもらった、十数年会わなかった人たちと会うことができ、昔話に花が咲いた」。2016年開催後には、「元島民の方から芸術祭がなかったら帰ってくることはなかったかもしれない」など、芸術祭開催のたびに前向きなご意見を頂いております。

また、2013年の芸術祭から継続して作品を制作している京都精華大学の作家さんと島民の方との交流も生じてきております。島民の方との対話集会におきましても、次回も芸術祭をやってほしいとのご意見も伺っているところでございますので、迷惑を掛けないう心掛けながら、年間を通しての環境整備等で出向いた際にはコミュニケーションをとり、作業を進めております。

金井議員の島民に対する心遣いはとても有難いことと存じますが、島民の方々への負担がないように配慮しながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

なかなか町単独で経済効果を出すというのは面倒いと思いますが、どうかその辺も考慮しながら、次の国際芸術祭に向かって良く検討をお願い致します。

それでは、2点目の質問をします。

多度津町国際交流協会について。

グローバル化が急速に進行する中、平成4年より多度津町と上海普陀区は、国際感覚を持つ青少年を育成するため、中学生の相互交流事業を中心とした交流事業でしたが、諸般の事情により平成20年、21年度は中止となり、平成22年、小学6年生まで拡大し交流をしてまいりました。交流20周年度の時に尖閣諸島問題で交流がストップしたまま現在に至っております。その間、町周辺の居住されている外国人の方にボランティアで日本語教室を開催している、たどつ日本語交流の会、通称「たにこ」などに支援をしてきました。しかしながら、青少年の国際交流はできていません。

以前、丸尾町長は、経費や安全性を考慮して英語圏の国との交流も検討しますと平成26年3月定例会での私の一般質問の答弁でした。秋篠宮殿下もお子様の悠仁様に小さい時から外国へ行き、様々な人との交流、様々な文化、社会に触れるようにとブータンへ一緒に行き、ハイキングしているところがテレ

ビで放映されました。確かに私もそうだと思います。多度津町の青少年が国際感覚を持つためには、早く国際交流をすべきではないでしょうか。この点についてどのように考えておられるのか、お聞き致します。

町長公室長（山内 剛）

金井議員の多度津町国際交流協会についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町国際交流協会は、公益財団法人として認可を受けて国際交流、多文化共生への理解と関心を高め、公益の増進に資することを目的に活動を行っており、現在はボランティア団体が行う国際交流、国際協力活動への支援や多文化共生推進のための講演会を開催しています。

これまで中学生の相互交流事業を行ってまいりました多度津町と上海市普陀区は、2001年に友好都市提携に関する協定を結び、この協定の中で10年ごとに本協定を存続させるか、お互いに意思確認をすることとなっておりましたが、日中関係が悪化したことなどから、2011年11月19日をもって友好都市提携が解消となりました。

海外の都市との交流事業は、世界情勢や気候変動の状況などを確認して、参加者の健康や安全面を確保した上で行わなければなりません。また、現在は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大のため、全国的にも海外の都市との相互交流事業は実施できない状況となっておりますので、青少年を含め多くの人々が国際感覚を持つことができるように、多文化共生で大切な、自分の経験や考え方だけで周りを見るのではなく、お互いの考え方や文化の違いを認め、互いに尊重し相互に理解することのできる視点を持つことができるような講演会や国内での交流事業を開催したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

確かに、ここ1～2年は海外の都市と交流していけるのは難しいと思います。しかしながら、青少年の国際感覚を身につけるための投資ではないかと思えます。丸尾町長はどのように考えておられますか。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

多文化共生の考え、またそういう活動をするということは、青少年の健全育成のみならず、町民の皆様方にとっても大いに有益なことだと考えております。これまでの間も色々と英語圏での活動とか、また留学生の派遣のこと、様々なところで運動、活動をしてまいりましたが、一番私がまず、子供たちを海外に留学生として派遣する時は、やはりその子供たちの安全・安心の確保が一番だと思ってます。これができないと、私はすぐにオーケー

を出すことはできません。今までもありました。その時も、やはりそのところがネックになりました。人任せ、団体任せにするのではなくて、私どもの職員が現地に赴き、そして完全に安全であるということが確保できましたら、その活動に取り組んでまいりたいと今でも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

とにかく青少年の国際交流、どうかご検討のほどよろしく願いして、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって7番 金井 浩三 議員の質問は終わります。

次に、2番 門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問させていただきます。

危機管理についてお伺い致します。

新型コロナウイルスによって、ここ3ヶ月で生活のあり方が大きく変わってしまいました。小・中学校では3月から5月にかけて、ほとんどが休校となり、卒業式、入学式などは縮小された式典となりました。特に4月中旬よりは全国緊急事態宣言が出され、全国での自粛要請が出され、他県への不要不急の外出は控えられ、企業では時差出勤、テレワークの推進、外食産業では休業、時短営業など、ホテル業界では今もなお休業になっているホテルもあります。

また、来年3月、多度津高校卒業予定の私の知人のお子さんは、就職が決まっていたのに白紙になってしまいましたという学生もいます。

本町におかれましても、関係各課が日々色々な対応があったと思います。

この新型コロナウイルス感染症の終息には、多くの専門家、有識者はまだまだ時間がかかると見解しており、今後も3密を避けて、手洗いの徹底や手指の消毒徹底を初め、咳エチケット、マスクの着用等、新型コロナウイルスの第2波、第3波への備えにも、できる限り感染予防対策をしていかななくてはなりません。また一方で、確実視されている南海地震や台風シーズンを目前に、台風被害にも住民の方々は日々不安に思い、過ごしています。

それでは、質問に入らせて頂きます。一問一答方式でお願い致します。

多度津町内の避難所と避難場所は。ご答弁お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

門議員の多度津町内の避難所と避難場所についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の指定避難所は、多度津中学校、多度津小学校、豊原小学校、四箇小学校、白方小学校、豊原幼稚園、多度津高等学校、多度津町民健康センター、

多度津町リサイクルプラザ、高見島研修センター、佐柳本浦住民会館、佐柳いこいの家の12施設でございます。

また、指定緊急避難場所につきましては、今申し上げました12ヶ所の指定避難所を含む公共施設を初め、協定を締結した民間施設を合わせました57施設でございます。

指定避難所及び指定緊急避難場所ともに多度津町地域防災計画に掲載しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

本町における防災MAX、こちらの方、配られてると思いますが、避難所は示させて頂いてるんですが、避難場所が出ておらないのはなぜでしょうか。

総務課長（神原 宏一）

門議員の防災MAXにおいて指定緊急避難場所が不明ということでございます。この防災MAXに同封しておりますハザードマップにつきましては、指定避難所を掲載はしておりますけれども、指定緊急避難場所については掲載をしておりません。先ほど申し上げましたように、指定緊急避難場所につきましては57ヶ所ということでございますが、そのうち個人宅が9ヶ所ありますので、それを除いても48ヶ所という数になります。このハザードマップの大きさから言いますと、この中に土砂災害警戒区域とか金倉川浸水想定区域などを色分けして図で表し、12の指定避難場所については記載しているということで、それにプラス48ヶ所、指定緊急避難場所を加えると、とても皆様にとりまして見づらいというような状況があるということで、そういう判断のもと、掲載はしていないということでございます。

ただ、今般、昨年末に県が金倉川の最大浸水想定区域の見直しをしておりますので、今年度予算において、このハザードマップを更新する予定としております。その中でハザードマップ自体の大きさも大きくして、指定緊急避難場所について追加していきたいという風に考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

議員（門 秀俊）

次の質問をさせていただきます。

避難所の運営マニュアルの方はどのようなになっているのでしょうか。

総務課長（神原 宏一）

門議員の避難所の運営マニュアルについてのご質問に答弁をさせていただきます。

避難所運営マニュアルとは、避難所の安心・安全かつ円滑な管理運営を行う

ことを目的とし、その手順をまとめたものでございます。地震などによる大規模災害時に避難者が一時的に集中して避難することにより、避難所において混乱が生じることが予想されますが、町が住民と連携して避難所の管理運営を行うに当たり、留意すべき事項などについて示すことで、その混乱を回避しようとするものでございます。

本町におきましては、標準的な避難所運営マニュアル作成の手引を作成中でございます。この手引が完成した後に順次、指定避難所ごとの運営マニュアルを作成する予定としております。

このマニュアルの作成に当たりましては、施設管理者や地元自治会などと施設利用に関する調整が必要なことから、時間を要することをご理解頂きます。答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問をさせていただきます。

大規模災害時の広域避難というものは、どのようなものでしょうか。ご答弁をお願いします。

総務課長（神原 宏一）

門議員の大規模災害時の広域避難についてのご質問に答弁をさせていただきます。

広域避難とは、大規模な地震、津波や洪水などの災害に対し、市町村、都道府県の区域を越える避難のことを指します。東日本大震災におきまして顕在化した課題であり、行政区域を越える避難に対する支援が十分でなかったことの教訓から、国においても検討が進められていますけれども、複雑な検討事項や実効性の確保などが焦点となっているところでございます。

県内におきましては、各種検討会において議題には上がっているものの、県内市町間、他県間との調整の複雑さから、具体的な方針については示されていません。

本町におきましては、近隣市町と協議を進めるとともに、町内における地震、浸水被害に耐え得る建築物管理者との協議を行うことで、広域避難の代替方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問をさせていただきます。

現在、本町が保有する災害備蓄品について、備蓄している場所、備蓄品の種類、また避難数にもよるが、何日分保有していますか。ご答弁をお願いします。

す。

総務課長（神原 宏一）

門議員の本町が保有する災害備蓄品の場所、種類、数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町では、香川県地域防災計画における緊急物資の備蓄マニュアルに基づき、目標量を算定し、備蓄品を整備しております。当マニュアルにおけます備蓄目標日数を3日分とし、発災後の1日分を県及び市町が協力して現物備蓄を行い、残り2日分を協定などによる流通備蓄により対応することとしており、これに該当する備蓄品目としては、食料、調製粉乳、飲料水、毛布、生理用品、紙おむつ、大人用・子供用となっております。

その備蓄状況は、香川県地域地震・津波被害想定における町内の想定避難者4,200人に対し、食料品はアルファ米、保存パン、ビスケットなどを1万3,748食、調製粉乳を1万2,695グラム、飲料水を1万5,872リットル、アルミブランケットを3,071枚、生理用品を234パック、紙おむつ大人用166枚、子供用1,676枚となっております。これらを先ほど申し上げました各指定避難所のうち、豊原小学校及び豊原幼稚園を除く10ヶ所に分散して整備しており、今年度の豊原幼稚園分を含めました豊原小学校への整備をもって目標量に到達する見込みとしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問をさせていただきます。

大規模に被災した自治体には、国からプッシュ型で災害支援が届くと午前中の答弁もありましたが、具体的にはどのようなもののでしょうか。お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

門議員の具体的なプッシュ型支援物資についてのご質問に答弁をさせていただきます。

プッシュ型支援とは、発災当初の被災地方公共団体におきまして、正確な情報の把握に時間を要すること、民間供給能力の低下などから、必要な物資を迅速に調達することが困難と予想されるため、国が被災府県からの具体的な要請を待たずに避難者への支援物資を調達、輸送することでございます。その支援活動の詳細につきましては、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において定められております。具体的な支援物資の対象品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、

生理用品の8品目に加えまして、生活環境の整備に不可欠な必需品とされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

そのプッシュ型支援物資は、スムーズに避難所へ届くことができるのでしょうか。お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

プッシュ型の災害支援物資がスムーズに避難所へ届くのかという質問に答弁させていただきます。

プッシュ型の災害支援物資につきましては、災害が発生後4日目以降、概ね1週間以内において被災地に国から届けられるということになっております。大まかな流れとしては、国からまず香川県へ災害支援物資が送られます。これが、香川県が1次広域物資拠点施設ということになりますが、香川県の場合は「サンメッセ香川」に届くこととなります。そこから計画によりますと国道11号線を通して、多度津町の2次物資拠点施設へ届くということになります。

この2次物資拠点施設につきましては、協定を結ばせて頂いて、国道から北へ下りる県道沿いにそれぞれ四変テック株式会社様、J A香川県多度津支店様、三和シャッター工業株式会社西讃営業所様の3企業をお願いを致しまして、そういう協定のもと、そこが2次物資拠点施設となることになっております。これから今度、各避難所への輸送につきましては、現在、宅配業者と協定を結ぶ準備を進めておりまして、その2次物資拠点施設の開設からそれぞれの避難所への輸送について、その宅配業者で行って頂くという流れで、全体的なプッシュ型支援の流れを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症により世界中で医療用の物資が不足し、日本においてもマスク、アルコール消毒液が品薄状態に大変困惑しました。今もなお、通常よりは高値で販売されています。本町では、町保有の災害備蓄品の使用はありましたか。ご答弁お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

門議員の新型コロナウイルス感染症への災害備蓄品の使用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害備蓄品につきましては、食料品などはもとより、多度津町災害医療救護活動連絡会における協議結果に基づきまして、職員において管理可能な医薬品につきましても整備をしております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして全国的にマスクや消毒液などが入手困難な状態となったことから、庁内の衛生環境を保つため、職員用としてマスク4,850枚及びアルコール消毒液10ℓを提供し、活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問させていただきます。

また今後、もし第2波、第3波への備えはどのようなになっておりますか。ご答弁をお願いします。

総務課長（神原 宏一）

第2波、第3波への備えということでございますが、現在、先ほど申し上げました庁内で使用したマスク、消毒液については、マスクの方につきましては十分補填して、新型コロナウイルス感染症が拡大する前、9,350枚であったのに対して、現在1万1,890枚の備蓄がございます。消毒液につきましては、なかなか品不足で入手が思うようにいってない部分もございますけれども、今後も新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金などを活用しながら、足りないものも含め、第2波、第3波に備えた備蓄品について検討しながら、購入できるものについて購入していきたいという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問をさせていただきます。

万が一、台風や地震等により、やむを得ず避難所に避難した場合、人が密集すると思われます。新型コロナウイルス感染防止の観点から、その対策はどのようなになっていきますか。ご答弁お願い致します。

総務課長（神原 宏一）

門議員の避難所開設の際の感染防止対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

従来、台風接近などの警報発表の際には、多度津中学校及び白方小学校並びに島嶼部の避難所を優先的に開設し、避難者の方を受け入れていましたが、過去の事例からは開設した避難所におきまして十分なスペースを確保できなかったという事例はございません。しかしながら、大規模災害時には多くの方の避難が想定され、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により、内閣

府においては十分なスペースを確保する指針が示されたため、県におきましても世帯間で2メートル以上の間隔を確保する対応を求めています。

そのような中、本町におきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、パーテーション150台などを整備する予定でございます。

また、先ほど申し上げました災害備蓄品における医薬品は各指定避難所に整備しておりまして、アルコール消毒液などによる手指消毒やマスクによる飛散防止対策を避難所内において周知することで、パーテーションによる十分なスペース確保と併せて新型コロナウイルス感染症への対策としたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後の質問をさせていただきます。

本町では、3年前の台風により、床上、床下浸水など甚大な被害が発生しています。その時の教訓を生かし、今後、台風シーズンに当たり、防災・減災対策はどのようになっていますか。ご答弁お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の浸水被害を踏まえた防災・減災対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

門議員のおっしゃるとおり、平成29年度の台風18号においては、桜川流域の広範囲で床上浸水84棟、床下浸水209棟等の被害が発生致しました。

この被害を受けて、香川県においては平成30年度に桜川堤防の嵩上げ工事を実施するとともに、本町においても平成30年度に内水排除用のエンジンポンプを整備した上で、令和元年度には町内複数の事業者で構成されております多度津町防災連絡協議会と桜川の増水に伴う浸水対策作業に関する協定を締結を致しまして、台風等の増水時には、桜川における排水作業を優先的に実施して頂けるような体制を整備しております。

昨年度におきましては、幸いにもこの協定に基づいた活動は1回のみでございましたが、積極的に多くの事業者の協力を頂き、効果的な活動が実施されたことで、その有効性については実証されたところでございます。

今年度においても、以上の活動を効果的に推進してまいりたいことを申し上げ、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

自然災害の種類においても台風、集中豪雨、高潮など大小違いがありますが、ある程度いつ起こるか予測できます。しかし、地震災害はいつ起こるか

分かりません。危機管理体制はこれでいいということはないと思います。
色々な状況を考え、今後の対応をお願いしたいと思います。
以上で一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって2番 門 秀俊 議員の質問は終わります。
それでは、これにて一般質問を終了致します。
本日の日程は、全て終了致しました。
これにて散会致します。長時間お疲れでございました。

散会 午後1時50分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 6 月 9 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記